二　平成八年郵政省告示第三十号（電波法等の規定に基づき伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

［一　略］

二　電気通信業務障害防止区域以外の伝搬障害防止区域

区分	当該伝搬障害防止区域の範囲			
重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の(一)に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）	当該区域に係る地域の名称
［一～一〇　略］				
一一　削除				
一二　人命・財産の保護用	(一)　富山県富山市新総曲輪一番七号（六一・三）	〇 六・〇	五〇	富山県　富山市　新総曲輪、新桜町、桜橋通り、千歳町、明輪町、城北町、曙町、奥井町、窪本町、窪新町、上冨居、上赤江町、中冨居、上飯野、上飯野新町、鶴ヶ丘町、飯野、小西、五本榎、手屋、金泉寺
	(二)　富山県下新川郡宇奈月町字西の谷三六番地（四八九・七）			
［一三～三一　略］				

改正前

［一　同上］

二　［同上］

区分	当該伝搬障害防止区域の範囲			
重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の(一)に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）	当該区域に係る地域の名称
［一～一〇　同上］				
一一　人命・財産の保護用	(一)　富山県富山市新総曲輪一番七号（五七・三）	〇 〇・九	五〇	富山県　富山市　新総曲輪、安住町、丸の内、七軒町、諏訪川原、安野屋町、鹿島町
	(二)　石川県金沢市二俣町一九字七番（五三四）			
一二　同右	(一)　富山県富山市新総曲輪一番七号（六一・三）	〇 六・〇	五〇	富山県　富山市　新総曲輪、新桜町、桜橋通り、千歳町、明輪町、城北町、曙町、奥井町、窪本町、窪新町、上冨居、上赤江町、中冨居、上飯野、上飯野新町、鶴ヶ丘町、飯野、小西、五本榎、手屋、金泉寺
	(二)　富山県下新川郡宇奈月町字西の谷三六番地（四八九・七）			
［一三～三一　同上］				

備考　表中の［　］の記載は注記である。